

# 山梨県公報

第七七七号

平成十九年

六月二十一日

木曜日

## 目次

### 告示

水防警報をする河川の指定……………

四四九

建築基準法に基づく道路位置指定……………

四四九

### 公告

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定……………

四四九

職業訓練指導員試験の実施……………

四五〇

土地改良区役員の退任及び就任……………

四五二

### 教育委員会

山梨県指定有形文化財の指定の解除……………

四五二

## 告示

### 山梨県告示第二百四十九号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十六条第一項の規定により、知事が水防警報をする河川を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成十九年六月二十一日

山梨県知事 横内正明

河川名	指定区間
相川	(左岸) 甲府市朝日三丁目八十七番の二地先から 甲府市宝二丁目二十二番地先まで (右岸) 甲府市塩部一丁目三百四十九番の八地先から 甲府市飯田五丁目六百五十九番地先まで
濁川	(左岸) 甲府市城東四丁目百番地先省路橋から 甲府市下曾根町三千三百四番の二地先まで (右岸) 甲府市朝気一丁目九百三十番の三地先省路橋から

平等川	甲府市大津町千八百七十一番の二地先まで (左岸) 笛吹市春日居町鎮目九百三十一番の二地先から 甲府市上曾根町千八百三十九番の三地先まで (右岸) 笛吹市春日居町鎮目千三百四十七番地先から 甲府市小曲町千五百五番地先まで
-----	---

### 山梨県告示第二百五十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年六月二十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置  
甲州市塩山上粟生野字宮ノ下六九六番六及び六九六番九
- 二 道路の幅員  
最大四・〇六メートル 最小四・〇〇メートル
- 三 道路の延長  
二四・二六メートル

## 公告

● 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定  
障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十九条第一項の規定により、次の者を同法第五十四条第二項の指定自立支援医療機関(精神通院医療)として指定した。

平成十九年六月二十一日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地	指定年月日
笛吹脳神経外科内科	笛吹市石和町広瀬七七二番地一	平成十九年六月一日

小沢薬局	甲府市湯田二丁目一番一九号	平成十九年六月一日
有限会社赤岡綜合薬局加納岩店	山梨市上神内川二二九五番地四	平成十九年五月一日
すみれ薬局白州店	北杜市白州町白須一三四五番地	平成十九年六月一日

● 職業訓練指導員試験の実施  
 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。  
 平成十九年六月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 試験を実施する職種及び試験科目
- 1 次の職種について学科試験を行う。  
 機械科、電子科、和裁科及び建築科
- 2 試験の科目は、次のとおりとする。

免許職種	学 科 試 験 の 科 目	指 導 方 法
機械科	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 系基礎学科</li> <li>1 機械工学（機械要素、機構と運動）</li> <li>2 材料（材料力学、金属材料、非金属材料、潤滑油及び切削剤）</li> <li>3 工作法（NC工作法、機械工作法、シグ、工具）</li> <li>4 測定法（測定及び試験機器、測定法、形状測定、材料試験）</li> <li>5 安全衛生（安全管理、衛生管理）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 職業訓練原理</li> <li>二 教科指導法</li> <li>三 訓練生の心理</li> <li>四 生活指導</li> <li>五 職業訓練関係法規</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>二 専攻学科</li> <li>1 加工法（切削加工法、研削加工法、金型工作法、精密加工法）</li> <li>2 機械製図（機械製図法、機械設計法、テクニカルイラストレーション）</li> </ul>	

電子科	和裁科	建築科
<ul style="list-style-type: none"> <li>一 系基礎学科</li> <li>1 電気理論（電気磁気学、直流及び交流理論）</li> <li>2 電子工学（デジタル回路、アナログ回路、半導体工学、測定法）</li> <li>3 電気及び電子機器（電気機器、電子機器）</li> <li>4 材料（電気材料、電子部品）</li> <li>5 安全衛生（安全管理、衛生管理）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 系基礎学科</li> <li>1 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り）</li> <li>2 縫製法（縫製法、縫製用材料）</li> <li>3 安全衛生（安全管理、衛生管理）</li> <li>二 専攻学科</li> <li>1 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法）</li> <li>2 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 系基礎学科</li> <li>1 建築工学（構造力学、建築構造、建築施工、測量、建築製図、関係法規）</li> <li>2 安全衛生（安全管理、衛生管理）</li> <li>二 専攻学科</li> <li>1 建築設計（建築設計、設備設計、建築計画）</li> <li>2 施工法（建築施工法、建築工事、規く術、木材工作法、仕様及び積算）</li> <li>3 材料（建築用材料）</li> </ul>

3 前記以外の職種についても、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者一般又は単一等級の技能検定に合格した者及び他法令による資格取得者）に対して、指導方法のみの試験を行う。

二 受験資格

- 1 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
    - (一) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定に合格した者
    - (二) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者
  - 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
    - (一) 成年被後見人又は被保佐人
    - (二) 禁錮以上の刑に処せられた者
    - (三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
- 三 試験の免除
- 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。

全職種共通	免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に限り、一級技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者 免許職種に限り、二級の技能検定に合格した者 職業訓練指導員免許を受けた者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科試験のうち関連学科 実技試験の全部	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。） 実技試験の全部
免許職種に限り、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者 職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科

又は専攻学科に合格した者

科

職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に限り、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に限り、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第十一の三に掲げる免許職種の欄に掲げる者	省令別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる試験

四 試験の日時及び場所

1 日時 平成十九年九月三日（月）午前九時

2 場所 甲州市塩山上於曾千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校

五 受験手続

1 受験申請書類

職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、身分証明書、写真二枚（ライカ判とし、申請前六月以内に撮影した正面脱帽の写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票（控）にはり付けること。）及び受験資格を有することを証明する書類

2 試験の免除申請

試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。

3 申請書類の提出先

甲州市塩山上於曾千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校（郵送により受験申請をする場合は、必ず書留郵便とすること。）

4 申請書類の提出期間

平成十九年七月二日（月）から同月十七日（火）まで（県の休日を除く。）。ただし、郵送の場合は、平成十九年七月十七日までの消印のあるものを有効とする。

5 受験手数料

三千百円（職業訓練指導員試験受験申請書に、三千百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

受験手数料は、申請を取り消し、又は受験をしなかった場合でも、還付しない。

6 受験票の交付

受験申請を受け付けた後、その内容を審査のうえ、受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。

六 合格発表

平成十九年十月二日（火）に山梨県立産業技術短期大学校本部講義棟玄関前に掲示するとともに本人あて通知する。

七 その他

1 職業訓練指導員試験受験申請書用紙は、山梨県立産業技術短期大学校において交付する。なお、申請書用紙の請求又は受験についての問い合わせを郵便でする場合は、封筒の表に「受験申請書請求」又は「受験についての問い合わせ」と明記し、百四十円切手をはり付け、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

2 各職種において、受験申請者の数が著しく多くなったときは、受験申請締切日前であつても申請の受付を打ち切ることがある。

3 受験に対する注意事項（集合時間、携帯品等）は、後日受験票をもって通知する。

4 試験についての不明な点は、山梨県立産業技術短期大学校（甲州市塩山上於曾千三百八番地）（電話〇五五三 三二一 五二〇二）に問い合わせること。

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新府土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつた。

平成十九年六月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 退任

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
-----	-----	-----	-------

理事	河西 昭	葦崎市穴山町二六二六	平成十九年三月三十一日
同	守屋 忠七	中田町中条四一九七	平成十九年三月三十一日
同	守屋 敬三	穴山町二八〇九	平成十九年三月三十一日
監事	片山 幸広	中田町中条七五六	平成十九年三月三十一日

二 就任

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
理事	守屋 五郎	葦崎市穴山町二七九四	平成十九年四月一日
同	神谷 昇次	中田町中条四七三七 一	平成十九年四月一日
同	守屋 善彦	穴山町二七四四	平成十九年四月一日
監事	塚田 央男	中田町中条一三三二 五	平成十九年四月一日

教育委員会

山梨県教育委員会告示第三号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第五条第三項の規定により、次の山梨県指定有形文化財の指定を解除する。

平成十九年六月二十一日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

有形文化財の部

彫刻

名称	員数	構造及び形式	所有者	所在地	指定年月日
木造日光	二躯	日光菩薩（一躯）	大善寺	甲州市勝沼町柏	平成九年六

・月光菩薩立像

像高二五〇・〇センチメートル、髪際高二三・〇センチメートル  
月光菩薩（一躯）  
像高二四七・〇センチメートル、髪際高二〇八・五センチメートル

尾三五九番地

月十二日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番